



問合せ先

第八管区海上保安本部
 広報・地域連携室 大戸・田中・坪内
 TEL 0773-76-4100
 (内線 2111・2117・2118)

平成30年12月27日
 第八管区海上保安本部

1月18日は「118番の日」です

～ 海の「もしも」は118番 ～

海上保安庁では、平成23年から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方々に理解してもらうため、全国で周知活動を行ってきました。

「118番の日」は、来年で9回目を迎えますが、まだ十分に浸透しているとは言えない状況です。

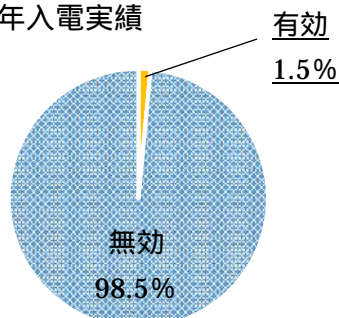
第八管区海上保安本部では、引き続き管内で街頭等での活動をとおして周知を行ってまいります。

1 八管本部における「118番」入電実績(年間)

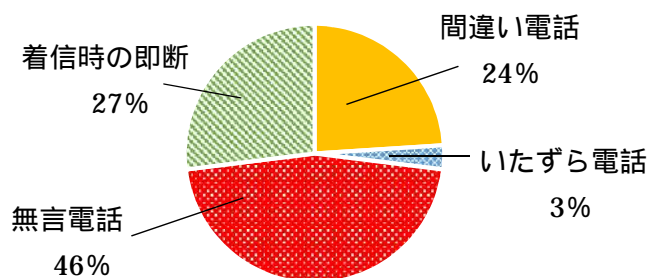
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
通報総件数	15,724	16,708	20,563	17,053	19,901	18,178	18,965	19,466
有効通報件数	265 (1.7%)	282 (1.7%)	289 (1.4%)	297 (1.7%)	296 (1.5%)	321 (1.8%)	356 (1.9%)	292 (1.5%)

():平成30年1月1日～平成30年11月30日の件数(速報値)

平成30年入電実績



無効通報の内訳



[参考:110番、119番の入電実績(平成29年)]

京都府警 通報総件数 266,533 件中有効通報件数 228,303 件(86%)



舞鶴市消防 通報総件数 5,287 件中有効通報件数 3,945 件(75%)

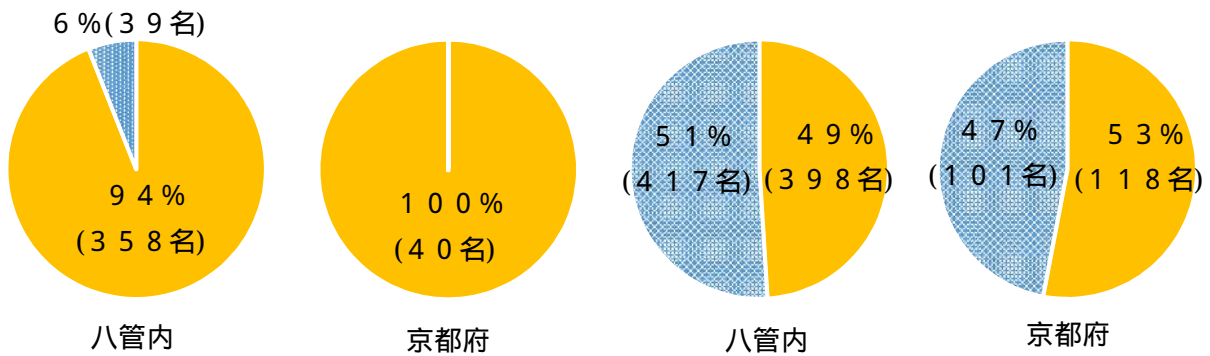
2 「118番」の認知度(平成30年1月、八管内にて調査を実施)

(1) 海事関係者(397名)

(2) 一般市民(815名)

(漁業関係者・港湾関係者・マリーナ利用者)

知っている 
知らない 



3 京都府内における「118番」通報対応事例

(緊急通報位置情報通知システムが活用された事例)

(1)平成30年4月1日、事故者2名は京都府舞鶴市竜宮浜からミニボートに乗って出港したところ、午前9時に沖合約1500メートルの海上において、打ち寄せる波により浸水し、航行不能となったことから、118番にて海上保安庁に救助を要請した。通報を受けた舞鶴海上保安部が巡視艇あおいを現場に急行し、午前9時55分に事故者2名の救助及び船体の引揚、回収を行った。



(2)平成30年6月26日、事故者3名(A~C)はレンタルボート店から手漕ぎボート2隻を借受け、京都府宮津市由良海岸を出港した。午前11時30分頃、沖合い約1600メートルの海上において、荒天等に見舞われ、帰還不能となったことから、レンタルボート店主(D)に救助要請の連絡をした。Dは自店の手漕ぎボートにより救助に向かったが、A~Cが借受けた2隻のうち1隻が転覆状態となっていたことに加え、自身も帰還不能となったことから118番にて海上保安庁に救助を要請した。通報を受けた舞鶴海上保安部及び宮津海上保安署の巡視艇等が現場に急行し、事故者4名の救助及び事故船舶3隻の引揚、回収、曳航を行った。



【参考】

1. 「118番」「118番の日」とは

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」は、海難や悪質・巧妙化する密輸・密航等の事犯に迅速かつ的確に対応するため、平成12年5月1日から導入されたものです。

また、海上保安庁では平成22年度から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方々に理解してもらうため、全国で周知活動を行っています。

2. 緊急通報位置情報通知システム

平成19年4月からは、「118番」通報時に音声通報と合わせて位置情報通知を受信し、電子地図上に表示させて通報者の所在位置を迅速に把握する「緊急通報位置情報通知システム」を導入しています。